主

原判決を破棄する。

被告人両名を各罰金八、〇〇〇円に処する。

右各罰金を完納することができないときは金五〇〇円を一日に換算した期間当該被告人を労役場に留置する。

被告人両名に対し、公職選挙法二五二条一項所定の選挙権および被選挙権を有しない旨の規定を適用しない。

原審における訴訟費用中、証人A、同Bおよび同Cに各支給した分を除くその余の部分ならびに当審における訴訟費用は被告人両名の連帯負担とする。

里 由

本件各控訴の趣意は、弁護人黒滝正道、同斉藤忠昭および同二葉宏夫の共同名義の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、これを引用する。

控訴趣意第二について

公職選挙法一三八条一項は「何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめない 目的をもつて戸別訪問をすることができない。」旨規定しているが、右の戸別訪問 罪における主観的要件としては、単に、投票を得若しくは得しめる(又は得しめない)目的があれば足り、口頭で投票を依頼する意思までも必要とはしないものと解 される(最高裁第三小法廷昭和四三年一二月二四日判決、刑集二二巻一三号一五六 七頁参照)ので、投票依頼の趣旨を口頭によつて了解せしめようとする場合だけで 他の言動等の諸般の状況によつて投票依頼の趣旨を暗示し了解せしめようと する意思(すなわち暗に投票を依頼する意思)も右の主観的要件としての「投〈要 旨>票を得若しくは得しめる目的」に包含されるものと解される。ところで、同条二項は、一項の戸別訪問の制限</要旨>に対する脱法行為の禁止規定で、「いかなる方 法をもつてするを問わず、選挙運動のため、戸別に、……特定の候補者の氏名…を 言いあるく行為は、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。」旨規定し ており、その規制対象となる行為は、「選挙運動のため」の行為であることを要す るが、構成要件上そのほかに投票を得るとか得しめる等の目的を要しないものであ ることは、その明文上明らかである。しかして、ここにいう選挙運動も、一定の選挙につき特定の候補者を当選せしめるため投票を得又は得しめるにつき直接又は間接に有利なる諸般の行為をなすことを指称するものと解すべきであつて(大審院昭和三年一月二四日判決、刑集七巻六頁、同昭和四年九月二〇日判決、刑集八巻四五〇頁等参照)つまり前同条二項にいう「選挙運動のため」とは特定の候補者の氏名 を言いあるく等のことが、特定の候補者を選挙人に強く印象づけることによつて当 該選挙人からその候補者への投票を得るにつき有利に働くものと認識しかつこれを 少なくとも認容している場合であると解されるのであり、また、特定の候補者の氏 名を言いあるくことが、よしんば直接の目的たる同候補者の選挙資金調達のための 募金行為にいわば当然に附随する形でなされたような場合であつても、その故に直 ちに右いわゆる「特定の候補者の氏名を言いあるく」ことに該当しないものとはい えないのであり、要はそのことが前記の意味で選挙運動のための行為であると認め られる場合には、同項の規定により戸別訪問とみなされ禁止されるものというべき である。論旨は、公職選挙法一三八条二項についても、一項の場合と同様に投票を 得若しくは得しめる目的(得票目的)が必要である旨主張するけれども、前叙の次 第で採用の限りでなく、所論最高裁第三小法廷昭和三八年一〇月二二日決定(刑集 一七巻九号一七五五頁)が公職選挙法一三八条二項の「選挙運動」の意義に関する 右解釈の妨げになるとは考えられない(所論引用の大阪高裁昭和三〇年四月一一日 判決に原判決攻撃の資料には到底なりえない。所論被訪問者の投票を期待している ものに限るべきであるとの主張は、原判決が「当該選挙人からその候補者に当選を させるために……」云々と明言していることを誤解した全くの的外れの議論であ る。)。また、所論「特定の候補者の氏名を言いあるく」行為とは候補者の氏名の ころである。原判決の法解釈も以上とほぼ同趣旨に帰するのであつて、原判決に所 論の違法はなく、論旨は理由がない。

控訴趣意第四について

論旨は、原判決は、被告人らが各被訪問者に対し判示のように申し向けた所為を選挙運動のためのものと認定したことに関して、(弁護人の主張に対する判断)の項において、「本件諸般の情況事実を総合判断すると、被告人らは、真実その直接

の目的としてはDの選挙資金を募るために本件行為をなしたものであると言い得るが、それと併せ、本件行為によつて、少なくとも右Dを被訪問者に強く意識させ、または既に持つている意識をさらに強めさせることによつて、同人のための投票を得もしくは確保することにつき必要にして有利なる行為であるとの認識をもつて、本件行為をなしたものであると認定するのを相当とするので、被告人らの本件行為は公職選挙法一三八条二項にいう『選挙運動のため』になしたことに該当する」旨の説明をしているけれども、被告人らが本件行為に際し右のような認識を有したとの点は証拠上これを認めるに由ないところであるから、原判決のこの点に関する認定は誤りである旨主張するのである。

- (一) 被告人らはいずれも原判示衆議院議員総選挙(昭和四二年一月八日公示、同月二九日施行)において青森県第一区から立候補したE党所属のDの熱心な支持者で、すなわち被告人Fは被告人らの居住する上北郡a町地区におけるDの後援会長、被告人GはE党員であり、またDが理事長であるb土地改良区の、被告人Fは副理事長、被告人Gは理事であるなど同人と密接な関係を有するところからその当選を熱心に支持していたこと、
- (二) Dは、a町の出身であり、かねて合併前の同村長等各種の公職にも在り、私財を投じて農民に奉仕するなど清廉な人柄と相まちいわば村の開拓者として町民の信望を集め、広く町内にも支持者を有していたもので、本件選挙に際しても、従来の衆議院議員選挙等の場合と同様に、資産もないため選挙費用に巨額を用いることをせず、その資金はこれを党本部からの借金等のほか大衆からのカンパにより調達するとの方針で選挙に臨んだものであること、

で述べた。」自供述していること)、 (五) 被告人らの本件所為は、その性質上、被訪問者が被告人らの勧誘に応じたとい少額ではあつても寄附をすることによつて被訪問者にDを強く意識させるに十分なものであり、実際にも、被訪問者らの供述によれば、同人らが本件募金に応じた動機はさまざまであると認められるものの(或る者はD候補をもともと支持しているので寄附したといい、また或る者は被告人Fに対するいわば町内の付合いで寄附した旨述べている。)、その多くの者が、被告人らの訪問をD候補に投票して もらいたくて来たのであろうと感じた旨必ずしも明確にとは限らないものもあるが 述べていること、

(六) 本件訪問は、前叙のとおり特に選挙運動期間中の中ごろにあたる選挙戦たけなわの時に行なわれており、被訪問先が多数(計三九名)にのぼりかつ連続して行なわれたものであること、

(七) 本件選挙においても、従来の衆議院議員選挙の場合と同様、Dの恩師にあたるHがI党所属で同じa町から立候補していたこと(もつとも、当審における事実取調の結果によると、同町における得票数に関する限り、I党候補よりもD候補の方が常に優勢であつたものとうかがわれる)、

(八) 被告人Fはa町議会議員を勤める町の有力者であり、被告人GはJ職員

で、いずれも相応の知識理解力を有するものであること。

以上のような本件諸般の情況事実を総合判断すると、原判決説示のごとく、被告人らは真実その直接の目的としてはDの選挙資金を募るために本件所為をなしたものであると認められるが(就中、前記(二)および(三)の事実等に徴して)を併せ、附随的に、右氏名を言い歩いての募金によつてD候補を被訪問者が強者といるの投票を得もしくは確保するうえで有利に働くであろうとの認識のもといるのであって、(就中、前記(四)ないし(七)の事実等に徴してあると認定しうるのであって、(就中、前記(四)ないし(七)の事実認定にあると認定しうるのであって、(就中、前記(四)ないし(七)の事実認定にあると認定しずるとのであって、(就中、前記(四)ないし、本件所為が公職選挙法一の誤りがあるとは認められないのであり、したがつて又、本件所為が公職選挙法一三八条二項にいう「選挙運動のため」になしたことに該当するとの原判決の判断にも誤りは存しない。論旨は理由がない。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長裁判官 細野幸雄 裁判官 深谷真也 裁判官 桜井敏雄)